

供述調書作成実務必携

～地域警察官から刑事警察官まで～
〔第2版〕

■ 地域・刑事実務研究会 編 ■ A5判 ■ ビニール上製 ■ 1200頁
監修・顧問 東京区検察庁公判部長 木村昇一
顧問 東京地方検察庁立川支部検察官 栗原伸一

定価 4,400円 (本体4,000円+税10%)

本書のポイント

署・交番で扱う事案を網羅！ 実務に即した記載例を100以上収録！

窃盗（クレプトマニア含む）、暴行・傷害、占有離脱物・遺失物横領等の頻出犯罪に加え、侵入犯罪、禁制品所持、わいせつ関連事犯や軽犯罪法・迷惑防止条例等の軽微犯罪も収録。

供述調書の作成はこれ一冊でOK！ 新人からベテランまで使える！

供述調書の基本的な記載要領、犯罪類型や現在の事象（マスク着用時の取調べ等）に応じた取調べ事項や記載要領、各罪の構成要件等まで解説した、供述調書作成のバイブル！

時勢に合わせた修正 & 更なる充実解説でパワーアップした第2版！

- 改正法令の反映や裁判例の追加、現在の事象を踏まえた総論の見直し
- 実務的な捜査のポイントを解説する「Point」の新設
- 検察官の視点から捜査や調書作成の注意点を解説する「検察官の目」の増強
- 実務における使用頻度や各犯罪の関連性を重視して各編を再構成

内容見本

記載例 11 窃 ① (ひったくり)

<犯罪事実の要旨>

被疑者は、令和〇〇年9月30日午前4時44分頃、東京都〇〇区〇〇4丁目43番17号所在の〇〇〇・〇・〇〇敷地において、同所に佇立していた〇〇〇〇(当時29歳)が左腕に掛けていた同人所有又は管理の現金7,706円及びキャッシュカード4枚ほか9点在中の手提げバッグ1個(時価合計約7,000円相当)をひったくり窃取したものである。

[Point]

ひったくりは危険な態様であり、予り事案と同様に厳しい処分が必要である。また、犯行後逃走してしまう場合が多く犯人の立証が困難となる場合が多い。そこで、被害者の受傷の有無や防犯カメラ映像の入手や、被害者から犯人の容姿などの特徴を早期に詳細に聴取するなど、初動捜査が特に重要である。

<被疑者供述調書(その3)>

[注1]

供述調書

本 籍 〇〇県〇〇市〇〇1234番地
住 居 東京都〇〇区〇〇1丁目23番4号 (電話)
職 業 無職 (電話)

昭和〇〇年7月28日生(〇〇歳)
つき、令和〇〇年10月13日警視
被疑者に対し、自己の意思に反し
たところ、任意次のおり供述し
ます。
め、歩いて散歩に出ました。
バッグと歩きました。

それで、具体的な場所は、思い出せないのですが
裏通りを1人で歩いて行く若い女性
が目に留まりました。
私は
こんな夜中に一人で歩くとはけしからんが、正直かわいい女性だ
な
という風に感じて、興味をわいて来て、この女性の後を付けたのです。
2 約300メートルくらい後を付けたところ、この女性は、アパートらしき
建物の外階段を上り始めたので、自分も付いて行くと、この女性に接近し
ました。
すると相手の女性が戻って振り向いたのです。
そして、私と向き合形になり、相手の女性は、私が直ぐ後ろにいたもの
ですから、びっくりして大声を出して騒ぎ、私ももみ合いになりました。
このとき、私は相手の女性が喉か肩に掛けていた手提げバッグを手で引っ
張って取ってしまっただけです。【注2】
この後、私は、手提げバッグを持って走って逃げたのですが、相手の女性
も
誰か助けて
と声を出して私の後を追いかけてきました。
このあとに、お巡りさんに捕まってしまうました。
3 このとき、盗んだ手提げバッグについては、逃げる途中、落としたのか、
自分ですり投げたのかは、覚えていませんが、自分の体から離れています。
また、手提げバッグの特徴なども覚えていません。

※ 検察官の目

【注1】 本件供述調書は、当初犯行を否認していた被疑者が犯行を認めるに至ったことから録取したもので、とりあえずは、この程度の内容でもやむを得ないと思われる。

【注2】 しかし、少なくとも、なぜバッグを取ったのかは録取しておく必要がある。

第2編……供述調書記載例(窃盗編)

第7章 クレプトマニア(窃盗症、盗癖、病的窃盗)について

1 クレプトマニア(窃盗症、盗癖、病的窃盗)とは

近年、万引き常習者に関して、弁護人が、被疑者は窃盗症という精神障害(依存症の一種)であると主張し、行動制御能力に問題があるなどとして、心神耗弱を主張する事案が増えている。実際の裁判でも、判決において、クレプトマニアに罹患しているとして、被告人の犯行当時の行動制御能力に影響を及ぼしたなどと、実務相当事案に執行猶予が付される場合もある。

万引きを繰り返す被疑者ら。精神科を受診し、主治医から「窃盗症」として受診してきた
「ブレイク」や「カウンセリング」
作成を求められれば、「窃盗症」
「病的窃盗」であり、いわゆる
「病的窃盗」と呼
ら、直ちに責任能力に問題があ
なければならない。
「窃盗」に該当する者は、ほとん
「クレプトマニア」はいわゆる「盗癖」
ことを理解する必要がある。
責任能力に影響を及ぼす、「病
と理解した上で、それに該当
す等捜査を行う必要がある。



髪型については、時代とともに形や名称が変化していくが、「髪型の鑑」に書く髪型とは多少意味合いが異なるので注意する。要は防犯カメラ等に写った顔画像等の照合

第1編 供述調書記載要領

- 第1章 基本の在り方について
- 第2章 取調べの留意事項について
- 第3章 供述調書作成上の留意事項について
- 第4章 被疑者供述調書作成上の留意事項について
- 第5章 被疑者供述調書記載要領について
- 第6章 参考人供述調書記載要領について
- 第7章 特殊な供述調書記載要領について
- 第8章 被疑者供述調書記載事項について
- 第9章 被疑者供述調書の前科記載要領について

第2編 供述調書記載例

(窃盗編)

- 第1章 窃盗事件供述調書の基本について
- 第2章 窃盗事件取調べ事項について
- 第3章 窃盗事件に係るその他について
- 第4章 万引き事件簡易書式について
- 第5章 乗り物盗事件簡易書式について
- 第6章 具体的記載例について (34例)
- 第7章 クレプトマニア (窃盗症, 盗癖, 病的窃盗) (3例)

第3編 供述調書記載例

(住居侵入 (建造物侵入)・ピッキング防止法・銃刀法編)

- 第1章 住居侵入事件供述調書について (3例)
- 第2章 建造物侵入事件供述調書について (1例)
- 第3章 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律違反 (ピッキング防止法違反) について (2例)
- 第4章 銃砲刀剣類所持等取締法違反事件供述調書について (4例)

第4編 供述調書記載例

(詐欺・遺失物横領・占有離脱物横領・業務上横領・恐喝等編)

- 第1章 詐欺事件供述調書について (5例)
- 第2章 遺失物横領・占有離脱物横領事件供述調書について (6例)
- 第3章 横領・業務上横領事件供述調書について (2例)
- 第4章 盗品等に関する事件供述調書について (1例)
- 第5章 恐喝事件供述調書について (1例)

第5編 供述調書記載例

(暴行・傷害等・公妨・器物損壊・暴力行為等編)

- 第1章 暴行・傷害・脅迫事件供述調書について (11例)

- 第2章 公務執行妨害事件供述調書について (2例)
- 第3章 器物損壊事件供述調書について (2例)
- 第4章 暴力行為等処罰に関する法律違反事件供述調書について (3例)

第6編 供述調書記載例

(軽犯罪法編)

- 第1章 軽犯罪法解説
- 第2章 軽犯罪法違反事件供述調書 (凶器携帯) について (4例)
- 第3章 軽犯罪法違反事件供述調書 (侵入具携帯) について (2例)
- 第4章 軽犯罪法違反事件供述調書 (追隨) について (1例)
- 第5章 軽犯罪法違反事件供述調書 (業務妨害の罪) について (1例)
- 第6章 軽犯罪法違反事件供述調書 (立入禁止場所等侵入の罪) について (1例)
- 第7章 軽犯罪法違反事件供述調書 (ビラ貼り) について (2例)

第7編 供述調書記載例

(薬物関連罪・わいせつ関連罪編)

- 第1章 覚醒剤取締法違反事件供述調書について (2例)
- 第2章 大麻取締法違反事件供述調書について (2例)
- 第3章 毒物及び劇物取締法違反事件供述調書について (1例)
- 第4章 医薬品医療機器等法違反事件供述調書について (1例)
- 第5章 強制わいせつ事件供述調書について (1例)
- 第6章 公然わいせつ事件供述調書について (1例)
- 第7章 児童福祉法違反事件供述調書について (1例)

第8編 供述調書記載例

(その他)

- 第1章 出入国管理及び難民認定法違反事件供述調書について (1例)
- 第2章 めい規法 (酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律) 違反について (3例)
- 第3章 迷惑防止条例 (東京都) 違反事件供述調書 (卑わい行為) について (3例)
- 第4章 迷惑防止条例 (東京都) 違反事件供述調書 (盗撮) について (3例)
- 第5章 迷惑防止条例 (東京都) 違反事件供述調書 (客引き) について (2例)
- 第6章 迷惑防止条例 (東京都) 違反事件供述調書 (ピンクビラの配布と所持) について (2例)

取調コラム (全32コラム)

FAXでのご注文は、切りとらずにそのままご送信ください。FAX 03-3233-2871

申込書

* 供述調書作成実務必携
～地域警察官から刑事警察官まで～〔第2版〕

部内用

合計 _____ 部

ご所属名	庁	道府県
(署・隊・課)		

ご担当者名 _____ (TEL: _____)

係名	氏名

係名	氏名

(ご記入いただいた個人情報、購入申込み及びそれに伴うご連絡・弊社図書ご案内に利用させていただきます。)

*お申込みは合計部数だけでも承ります。



立花書房

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2
TEL:03-3291-1561(代表) <http://tachibanashobo.co.jp>